

## 平成29年度 宮城県社会福祉協議会事業計画

### 経営理念

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

また、東日本大震災からの早期復興に向けて、継続的に支援を行います。

### 経営方針

- 1 被災地域の復興に向けた市町村協等と連携・協働による継続支援
- 2 地域住民が支え合う“まちづくり”の推進
- 3 地域における福祉サービスの担い手の支援
- 4 質の高い福祉サービスを支える体制の構築
- 5 各種団体とのネットワークの強化
- 6 より信頼される法人を目指した運営基盤の強化

## 平成29年度事業の基本的な考え方

近年、少子高齢化や人口減少の進展、住民同士の繋がり希薄化、経済困窮等の課題が顕著となり、住民のニーズは多様化・複雑化し、福祉サービスは横断的で柔軟な対応が望まれています。

このような現状を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組みが進められています。

また、厚生労働省では、「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を設置し、制度・分野ごとの関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながる共生社会の実現に向け、関係法令の改正をはじめ市町村における包括的な相談支援体制の整備が進められる予定であり、市町村等との連携・支援を行う必要があります。

さらに、本年4月には、改正社会福祉法が本格施行され、社会福祉法人における経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等への取組みや介護人材の確保に向けた取組みの必要性が増しております。

東日本大震災（以下「大震災」という。）の被災地支援については、大震災から7年目を迎える現在においても約2万2千人（平成29年1月31日現在）の方々が必要に応じて仮設住宅等で生活される一方、平成27年度は約2万人の方々が必要に応じて災害公営住宅等での新しい生活に移行している等、コミュニティ構築支援等各ステージに応じた支援について被災地域の市町村社協との連携により引き続き行う必要があります。

県社協では、これらの社会動向と平成25年策定の県社協地域福祉推進計画（以下「推進計画」という。）を基本に、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、福祉諸団体との一層の連携を図り、地域福祉の向上に努めます。

そうした中で、県社協の経営基盤の主要財源である国・県等の補助金・委託金が毎年減少傾向にあることから、限られた財源の効率的配分と自主事業等の充実を図るなど運営基盤の強化を図ります。また、宮城県の指定管理者として受託している社会福祉施設をはじめ、設置施設・事業所等の適正な運営に努めます。

以上により、県社協の理念・使命を果たすため、次の事務事業に取り組めます。

## 主な事務事業

### 1 大震災における被災地域の市町村協の支援をとおして、地域福祉推進の観点から被災住民等の自立・生活再建に努めます。〔推進計画…基本目標1－(3)〕

35,310千円

#### (1) 被災地域市町村協への支援

被災地域市町村協が多様な課題を抱える被災者への支援と地域住民と融合した新たな街づくりに取組めるよう、個別ニーズに対応した支援を行います。

また、支援関係機関合同会議（震災復興定例支援会議、広域支援団体連携担当者会議等）を開催し、復興に関する課題等を共有して福祉活動を促進します。

#### (2) 地域コミュニティ構築支援

仮設から災害公営住宅への移行に伴う被災者及び地域住民の新しいコミュニティ構築・再生に向けて、被災地域市町村協が行う要支援者の見守り活動や助け合い活動の仕組みづくりなどの支援に取り組めます。

### 2 住民主体の“まちづくり”を進める市町村社協等との連携・協働を図り、地域福祉を推進します。〔推進計画…基本目標1－(1)(2)(4)〕

85,611千円

#### (1) 地域福祉活動の推進

地域福祉の活動を住民組織と共助で効果的・効率的に実践するために「地域福祉活動計画」を策定する市町村社協の支援を行ないます。

地域福祉推進のため、市町村社協をはじめ宮城県民生委員児童委員協議会、各種別協議会・NPO等の関係福祉団体と連携し、新たな生活課題等の解決に取り組めます。

介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な実施に向けた市町村支援のプラットフォームとして、宮城県が設置する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」の事務局運營業務を通じて、市町村が取組む多様な生活支援ニーズに対するサービスの充実を支援します。

#### (2) 市町村社協の運営充実と社協間のネットワーク構築への支援

本会地域福祉推進計画に基づき、市町村社協とのネットワークにより、連携・協働を図りながら、各種事務事業を展開し、地域住民が支え合う安心・安全に暮らす地域社会の実現に向け、市町村社協職員の研修支援に取り組めます。

#### (3) コミュニティソーシャルワーカーの育成

小地域福祉活動組織と関係機関や地域資源をつなぎ、コーディネートするための人材を育成するため、基礎研修や実践研修・事例検討会を実施し、社協及び地域福祉関係職員の資質の向上に取り組めます。

(4) 地域活動の推進に係る情報の発信

地域福祉の推進に向けた情報として、宮城県社会福祉大会、社協フォーラム、各種研修会の開催や広報誌「福祉みやぎ」の発刊、ホームページ等により幅広く発信し普及啓発に努めます。

(5) 県社協地域福祉推進計画の策定

計画的・総合的に地域福祉の推進を図るため、地域福祉活動の基本となる地域福祉推進計画が、今年度で計画期間終了することから、平成30年度から平成34年度までの推進計画を策定します。

**3 多様なボランティア・市民活動が地域でいきいきと展開できるよう支援します。**

〔推進計画…基本目標2－(1)(2)(3)〕

116,829千円

(1) 多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化

社協ボランティアセンター（以下「社協VC」という。）機能の充実に取り組む市町村社協を対象に担当者情報共有会議の開催や市町村社協VC運営に関する現地相談などの支援を行います。

また、大規模災害等に備え、災害VC運営スタッフ養成研修や設置・運営中核者研修等により人材育成に努め、その体制整備を推進します。

(2) 地域活動を推進・支援する人材の育成

地域福祉活動推進者、ボランティアコーディネーター等の育成のための研修とスキルアップ研修等を実施するとともにボランティア団体・中間支援組織等との連絡会を開催するなど、住民主体の地域活動を推進できる人材の育成に努めます。

高齢者を対象とした宮城いきいき学園5校の運営をとおして地域貢献活動へ参画できる人材育成に努めます。

(3) 小地域福祉活動の充実

市町村社協と協働し、住民に対する福祉教育・防災教育を切り口とした福祉活動を通して活性化を図り、その地域の特性に応じた活動が行えるよう支援を行います。

(4) 元気高齢者への社会参加の支援

高齢者のスポーツや文化活動をとおして生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者のスポーツ・文化の祭典である第30回全国健康福祉祭あきた大会（ねんりんピック秋田2017）への選手派遣や宮城シニア美術展を開催します。

#### 4 質の高い福祉サービスを支える専門性を備えた人材育成・確保を図ります。

[推進計画…基本目標3－(1)(2)(3)]

781,857千円

- (1) 福祉人材の専門性を高める研修や資格取得のための研修の企画及び実施  
福祉・介護人材の専門性を高めるため介護支援専門員研修，社会福祉従事者研修，資格取得研修等を実施し，スキルアップに努め福祉施設及び事業所等が提供する福祉サービスの向上を図ります。  
障害者の就労支援として，知的障害者居宅介護職員初任者研修を実施します。
- (2) 幅広い人材確保の企画及び実施  
福祉人材センター機能の福祉人材職業無料紹介事業による福祉の職場への職業紹介と斡旋をはじめ，養成施設等と連携して介護福祉士等修学資金貸付事業等を実施します。  
また，保育士修学資金貸付・保育士再就職支援貸付・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の各事業の推進により人材の確保と定着に努めます。
- (3) 福祉事業者への経営支援の実施  
現状の問題・課題について社会福祉法人等のニーズに対応するため弁護士，公認会計士，社会保険労務士等の専門員相談による社会福祉経営相談を実施するなど，健全な経営基盤を確立できるよう支援を行います。  
また，福祉サービス第三者評価事業機関として，子ども分野の保育所及び社会的養護関係施設の評価を行い，サービスの質の向上を促します。

#### 5 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し，住民やサービス利用者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

[推進計画…基本目標4－(1)(2)(3)(4)]

472,027千円

- (1) 県社協が運営する施設及び事業所の適正な運営  
トップマネジメントをはじめ，県社協機関の地域福祉サービスセンターにおける事業評価及びPDCAサイクルを活用した事業進行管理を行います。  
また，サービスの質の向上を図るため「福祉サービス第三者評価」の定期的な受審や危機管理の対応及び災害・防犯対策の強化に努めます。
- (2) 福祉サービス利用の専門相談の充実  
総合相談センターでは高齢者及びその家族が抱える法律・医療・保健福祉の専門的相談に迅速に対応します。市町村等の相談機関と連携・協力し，高齢者及びその家族等県民の福祉向上と増進を図ります。  
社会福祉法人等へ専門的な助言及び研修の実施により，健全な施設経営や福祉人材の確保・育成の支援を行い，福祉サービスの質の向上を図ります。

### (3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業（まもり一歩事業）をとおして認知症高齢者や障害者等で判断能力が不十分な方に対し、そのニーズに即した福祉サービス利用援助や日常的金銭管理援助等を行い、地域で安心して暮らせるよう自立支援を行います。

高齢者の一人暮らしの増加・障害者の自立と社会参加などの福祉ニーズの高まりの中、身近な市町村社協や関係機関との連携のもと、住み慣れた地域において自立した生活が送れるよう支援するとともに、事業推進の効果的な実施と地域に密着した住民へのサービス提供の体制整備を推進して行きます。

また、運営適正化委員会では福祉サービスを利用する方々からの相談や苦情の解決に努めます。その他、事業者及び第三者委員を対象に研修会の開催や苦情解決制度の周知を図るため、広報・啓発活動を推進します。

### (4) セーフティネット機能の充実・強化

経済的困窮者や低所得世帯に対しては、市町村社協や民生委員・児童委員による相談支援を基盤とし、生活実態を把握するとともに、その世帯に即した生活福祉資金の貸付けによる自立支援に努めます。

また、その債務管理は償還計画に基づき適正に償還されるよう関係機関と連携のうえ支援を行います。

中国帰国者支援・交流センターの運営（日本語学習支援・生活相談・就労支援・地域支援交流等）をとおして中国帰国者が地域で安心して暮らすことができるよう自立支援を行います。

高齢者や障害者等で在宅生活が困難な方々に対し、県社協が運営する県立社会福祉施設やグループホーム等で生活（自立）支援を行います。

## 6 各種団体及び社会福祉法人が実施する福祉活動を支援・協働します。

〔推進計画…基本目標5－(1)〕

2,915千円

### (1) 各種団体との連携・協働

種別を超えた懇談会の開催や定期訪問・研修・セミナー等を実施し、必要に応じて種別協議会の共通課題等を国・県・全社協等への要望や提言を取りまとめ提出します。

また、関係団体からの要望に応じ、職員を派遣していきます。

### (2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築

災害時における要援護者並びに被災施設支援に関する「災害福祉広域支援ネットワーク」協議会等の支援体制設立を関係者間で進め、福祉関係者と自治体が連携し、避難所・福祉避難所への「福祉職員」のチーム派遣等の仕組みづくりに努めます。

## 7 より信頼される法人を目指し、運営基盤の強化を図ります。

〔推進計画…基本目標6－(1)〕

4, 110, 608千円

### (1) 運営基盤の強化

コンプライアンス（法令遵守）を基本に事務事業の進捗状況を把握し、計画的な予算の執行、基金の運用、資金の確保など財務管理と不祥事防止など運営上のリスク管理の徹底を図り健全な法人運営に努めます。

また、限られた補助金、委託費等の効率的配分や基金の的確な運用を図り運営基盤の強化に努めます。

### (2) 職員一人一人のスキルアップと研修体制の強化

県社協職員研修規程に基づき、人材育成研修システムの実践により職員一人一人のスキルアップに努めます。また、組織全体として専門職員研修や職員自主企画事業の推進から、専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

### (3) 社会福祉施設等の適正な運営

指定管理者施設及び設置施設・事業所等の運営にあたっては、高齢者や障害児（者）等に施設入所支援をはじめ、生活介護・通所介護・相談事業等をおおして、地域で自立した生活が送れるよう適正な運営に努めます。

また、近年頻繁に発生している水害・土砂災害等の自然災害への備えに関し、防災強化を図っていくとともに、防犯に係る安全対策も取組み強化していきます。

### (4) 社会福祉法改正への対応

社会福祉法の改正に伴い、会計監査人設置による財務規律及び法人組織のガバナンスの強化、計算関係書類、現況報告書等の公表による事業運営の透明性の向上に努めます。